

質問内容		回答
1	本社の所在地が東京都など、千葉県外にある企業でも応募は可能か。	本補助金により購入する設備が千葉県内に設置され、生産性向上に資する事業に活用されるのであれば、応募は可能。なお、この場合は千葉県内に設置される場所が確認できる資料（支店や工場などの所在地が記載されている登記など）を添付すること。
2	交付決定通知書の受領後でなければ補助対象事業は着手できないとあるが、見積書の取得も同様か。	申請要領の「重要説明事項」4にあるとおり、見積書の作成依頼・受領は交付決定前に行うもの。そもそも見積書は申請の際に必要な書類の一つのため、その受領は遅くとも申請受付〆切（5月15日）までに終了している必要がある。
3	申請後の交付決定（交付決定通知書の送付）はいつ頃になる予定か。	6月下旬を予定している。よって、補助事業計画書（第2号様式）その2の中で、7に記載するスケジュールは、 6月の交付決定を前提に記載すること 。
4	千葉県で実施していた「ちば中小企業生産性向上・設備投資補助金」の交付を受けた企業でも応募は可能か。	「ちば中小企業生産性向上・設備投資補助金」により交付を受けた案件と異なる内容（具体的には、異なる設備を購入するなど）であれば、応募は可能。
5	1,000万円以上の設備投資（事業費総額）が補助の対象となることだが、事業費総額は税抜きの金額か。	事業費総額が 税抜き 1,000万円以上の場合において、補助対象となる。
6	成長促進補助金を活用して設備投資をする際に、金融機関からお金を借りた場合、国が実施している利子補給制度と併用することが可能か。	利子補給制度は、本補助金の補助対象経費自体（設備本体の購入費用）への補助ではないため、併用可能。ただし、事前に国の制度を所管する部署へ確認すること。
7	経営力向上計画に基づき、設備の購入を考えている。その際、設備の一括償却を予定しているが、この設備を購入に成長促進補助金を活用することができるか。	本補助金の補助対象（設備投資）に係る費用に対する補助（支援策）ではないため、併用可能である。
8	申請要領6ページ（2）力にあるフォークリフト等以外の車両を購入したいが、対象となるか。	本補助金は、千葉県内で生産性向上等を図る事業を行う際に必要な設備投資に要する費用を補助するもの。よって、原則として 県外にも移動できる（公道を自走できる）車両は対象にならない 。
9	補助事業計画書（第2号様式）その2の中で、6-1に記載すべき内容は、具体的にはどのようなものか。	例えば、「当社の施工稼働率が5%上昇することによる収益の増加」といった抽象的な結果や数値だけではなく、その設備を導入することでなぜ施工稼働率が上がるのか、具体的な説明まで記載すること。なお、 事業計画書の審査に当たり、この項目の記載が最も重点的に確認する事項となる 。
10	補助事業計画書（第2号様式）その2の中で、6-2に記載の基準年度はいつになり、どのような数値を記入すればよいのか。	6-2の欄外にあるとおり、基準年度は計画書策定年度である。具体的には、6-2の基準年度の欄に書く数値は、当補助金の申請書を書いているまさに今現在の年度末の見込み額を書くことになる。（つまり、過去の決算数値を書くものではないということ。）

11	補助事業計画書（第2号様式）その2の中で、6－2の「④人件費」に計上すべき費用は何か。	<p>以下の各項目の全てを含んだ総額とすること。ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの） ・一般管理費に含まれる役員報酬、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合の当該費用
12	常時使用する従業員がいない場合（例：会社役員しかいない、個人事業で従業員がない 等）、補助事業計画書（第2号様式）その2の中で、6－2の「②常時使用する従業員数（人）」にどのような数値を記入すればよいか。	<p>「②常時使用する従業員数（人）」に「1」と記入すること。</p>